

第98回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告
業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容
およびその運用状況の概要
2. 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
3. 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

北陸電力株式会社

法令および当社定款第14条の2の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(<https://www.rikuden.co.jp/stock/shareholders.html>)

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

当社は、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに、事業環境の変化に適応しつつ、引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
 - ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し、これに迅速かつ的確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部所は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
 - ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
 - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用

を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。

- ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に行われるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
 - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
 - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
 - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会又は監査役に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
 - ・取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
 - ・取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
 - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8. その他（附則）
- ・非取締役の常務執行役員は、本決議文中の「取締役」に準ずる者として、業務の適正を確保するための体制整備に努める。

同体制の当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンスの徹底を「北陸電力グループ第一次中期経営計画」に掲げるとともに、社長メッセージの発信等により、従業員が「行動規範」を遵守するよう指導・監督を行っている。

- ・企業倫理・法令遵守の一層の徹底を図る観点から、贈答・接待に係るルールを明確化し、「行動規範」に規定している。
 - ・取締役会を11回開催し、社外取締役を交え重要事項を協議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督している。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・決裁書等の社内文書については、「文書規程」に基づき、管理・保管している。また、電子情報については「情報セキュリティ規程」に基づき、諸対策を実施している。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則に基づき、「全社防災訓練」「原子力防災訓練」等の各種訓練・教育を実施している。
 - ・業務に関連するリスクについては、適宜把握・評価のうえ年度の諸計画に反映するとともに、必要に応じて社内委員会等の部門横断的な会議体で審議している。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する対策総本部会議において、感染防止対策を社内周知のうえ、実施している。
 4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・会長及び役付執行役員で構成する「常務会」を52回開催し、取締役会付議事項を含む重要事項を審議している。
 - ・「組織規程」「職務権限規程」等により、職務執行のルール・手続きを明確化している。
 5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンス推進委員会」を2回開催しているほか、社長メッセージの発信、職場討議の実施等、法令遵守に係る各種取り組みを推進している。
 - ・「保安規程」「財務報告に係る内部統制規程」「法務審査要則」等に基づき、各業務の適正確保に係る各種取り組みを実施している。
 - ・「考査規程」「原子力監査要則」に基づき、内部監査部門による監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告している。
 6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・「北陸電力グループ第一次中期経営方針」にて、北陸電力グループの基本的方向性等を示している。
 - ・「グループ会社運営規程」に基づき、グループ各社から協議・報告を受ける事項を明確化するとともに、「グループ経営協議会」を随時開催し、相互連携を確保している。
 - ・グループ各社は、「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議し、法令遵守をはじめとした各種取り組みを実施している。
 7. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・「監査役室」を設置し、監査役の職務を補佐する専任スタッフを配置している。
 - ・「組織規程」に監査役への協力に関する事項を定め、取締役及び従業員は、監査役監査に誠実に対応するとともに、監査の実効性を高めるための各種環境を整備している。また、取締役及び内部監査部門は、適宜、監査役と意見交換を実施し、相互連携を確保している。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	117,641	33,992	181,208	△3,356	329,485
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			70		70
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	117,641	33,992	181,278	△3,356	329,555
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,653		△3,653
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△6,805		△6,805
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
自 己 株 式 の 処 分			△2	3	0
連 結 範 囲 の 変 動			△382		△382
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△0			△0
そ の 他			8		8
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	△0	△10,834	△1	△10,836
当連結会計年度末残高	117,641	33,991	170,443	△3,357	318,719

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産計 合
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	4,685	1,891	-	2,562	9,139	17,115	355,740
会計方針の変更による 累積的影響額							70
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,685	1,891	-	2,562	9,139	17,115	355,810
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△3,653
親会社株主に帰属する 当期純損失							△6,805
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							0
連結範囲の変動							△382
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△0
その他							8
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	561	△1,586	87	△2,059	△2,997	750	△2,247
当連結会計年度変動額合計	561	△1,586	87	△2,059	△2,997	750	△13,083
当連結会計年度末残高	5,246	304	87	502	6,142	17,865	342,726

連結注記表

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 29社
- ② 連結子会社の名称

北陸電力送配電株式会社、日本海発電株式会社、北陸プラントサービス株式会社、日本海建興株式会社、北電テクノサービス株式会社、北陸電気工事株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社パワー・アンド・IT、北電情報システムサービス株式会社、株式会社江守情報マネジメント、株式会社江守情報コーポレーション、株式会社江守情報、日本ケミカルデータベース株式会社、株式会社イー・アイ・エル、株式会社アイティーエス、株式会社ブレイン、北陸エルネス株式会社、北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社、北電産業株式会社、北電産業小松ビル合同会社、ホッコー商事株式会社、北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルタント株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社、北陸電力ウィズスマイル株式会社、株式会社フレデリッシュ

当連結会計年度において、新たに設立した北電産業小松ビル合同会社を連結の範囲に含めている。

また、当連結会計年度において、当社及び北電情報システムサービス株式会社が株式会社江守情報マネジメントの株式を取得したため、株式会社江守情報マネジメント及びその子会社6社（株式会社江守情報コーポレーション、株式会社江守情報、日本ケミカルデータベース株式会社、株式会社イー・アイ・エル、株式会社アイティーエス、株式会社ブレイン）を連結の範囲に含めている。

- ③ 連結の範囲から除外した子会社の名称
Blue・Sky株式会社、株式会社ジェスコ

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

- ④ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社江守情報マネジメント、株式会社江守情報コーポレーション、株式会社江守情報、日本ケミカルデータベース株式会社、株式会社イー・アイ・エル、株式会社アイティーエス及び株式会社ブレインの決算日は12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の数 8社

② 持分法適用関連会社の名称

富山共同自家発電株式会社，北陸計器工業株式会社，北陸電機製造株式会社，金沢エナジー株式会社，福井都市ガス株式会社，株式会社ケーブルテレビ富山，F3 Holding Company B.V.，F3 O&M Company Ltd

当連結会計年度において，新たに設立した金沢ガス・電気株式会社（2021年11月30日付で金沢エナジー株式会社に商号変更）を持分法適用の範囲に含めている。

また，重要性の観点から，前連結会計年度まで持分法非適用関連会社であった富山共同自家発電株式会社を持分法適用の範囲に含めている。

③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称

Blue・Sky株式会社，株式会社ジェスコ

④ 持分法を適用しない関連会社の名称

黒部川電力株式会社，株式会社なんとエナジー，氷見ふるさとエネルギー株式会社，仙台港バイオマスパワー合同会社，株式会社大山ファースト，前田電工株式会社，北陸エナジス株式会社，有限責任事業組合遠隔看護支援協議会，北配電業株式会社，福電興業株式会社，Sun-eee Pte. Ltd.

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は，事業内容，グループ内における取引高及び取引内容ほか，当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて，これらを持分法の対象から除いても，連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり，かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(I) 有価証券

その他有価証券

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は主として移動平均法により算定），ただし，市場価格のない株式等については主として移動平均法による原価法

(II) デリバティブ

時価法

(III) 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法，無形固定資産は定額法によっている。

なお，有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については主として貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業は，主に北陸三県〔富山県，石川県，福井県（一部を除く）〕と岐阜県の一部

において行う発電・販売事業及び送配電事業であり、これらの事業による収益は電気事業営業収益に計上している。電気事業営業収益は、電灯・電力料、地帯間・他社販売電力料及び託送収益等からなるが、それぞれの収益の計上基準は以下のとおりである。

(イ) 電灯・電力料

特定小売供給約款、低圧特別約款等に基づき、一般家庭、工場、オフィス等の電気の利用者に電気を供給する履行義務に係る収益である。これらの取引は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の使用量により測定し、これに応じて収益を認識している。

電気の使用量は検針により把握され、把握された使用量及び各種の約款等に規定された単価等に基づき毎月の料金を算定し、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般需要家保護を目的とする料金規制経過措置期間において「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）が適用されているため、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する検針により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行い、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

(ロ) 地帯間・他社販売電力料

他の電気事業者に対して、各取引先との卸電力売買契約に基づき電気を供給する履行義務に係る収益、及び、一般社団法人日本卸電力取引所が定める取引規程等に基づき、卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に係る収益からなる。

他の電気事業者への電気の供給は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の使用量により測定し、これに応じて一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

卸電力市場における翌日取引、時間前取引で約定した電気の受け渡しは、約定結果に基づく受渡の一時点において履行義務を充足する取引であり、一時点で収益を認識している。

(ハ) 託送収益

主として接続供給及び発電量調整供給に係る収益である。

接続供給は、託送供給等約款に基づき、小売電気事業者が調達した電気を受電し、送配電ネットワークを介して、当該小売電気事業者の顧客へ電気を供給することが履行義務であり、発電量調整供給は、託送供給等約款に基づき、発電事業者から電気を受電する際に、当該発電事業者の計画した電力量と実際の発電量の差を調整供給することが履行義務である。

これらの取引は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の供給量により測定し、これに応じて収益を認識している。

接続供給量や発電量調整供給量は、検針により把握され、把握された供給量及び託送供給等約款に規定された単価等に基づき毎月の料金を算定し、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、託送収益の計上については、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）の規定に従い、検針日基準による収益の計上処理を行い、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

なお、上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1カ月以内に料金又は取引代金を収受しており、重要な金融要素は含んでいない。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(ロ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っている。

(ハ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、毎連結会計年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

(ニ) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

(ホ) 廃炉円滑化負担金の会計処理

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

なお、従前は小売規制料金による回収が認められてきたが、制度継続の観点から2020年10月より現在の回収方法に移行されている。

北陸電力送配電株式会社では、電気事業法施行規則第45条の21の5の規定に従い、経済産業大臣からの通知に基づき2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収を行っている。

なお、電気事業会計規則別表第1（第3条関係）の規定に従い、回収した廃炉円滑化負担金を託送収益として計上するとともに、他の発電事業者へ払い渡した廃炉円滑化負担金を廃炉円滑化負担金相当金として計上している。

(ア) 重要なヘッジ会計の方法

I.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約と通貨スワップについては振当処理によっている。

II.ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務の一部

b.ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…長期借入金

c.ヘッジ手段…燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象…燃料購入に係る予定取引の一部

III.ヘッジ方針

為替相場や燃料価格等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で、デリバティブ取引に関する社内規程に基づき通常業務から発生する債務等を対象にデリバティブ取引を活用している。

IV.ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、ヘッジの有効性を評価している。なお、ヘッジに高い有効性があるとみなされるものについては、有効性評価を省略している。

(ト) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(フ) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用している。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。これにより、一部の連結子会社において、従来は工事完成基準を適用していた工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の営業収益が318百万円減少し、営業費用は275百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ43百万円増加している。また、利益剰余金の当期首残高は70百万円増加している。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとした。

(2) 改正電気事業会計規則の適用

2021年4月1日に「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）が改正施行された。これにより、前連結会計年度において営業収益に含まれていた再エネ特措法賦課金及び再エネ特措法交付金について、営業費用から控除する処理に変更している。

改正電気事業会計規則の適用については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（令和3年経済産業省令第22号）附則第2条第2項の規定に従い、当連結会計年度の期首より前には遡及適用していない。

この結果、当連結会計年度の営業収益及び営業費用はそれぞれ116,795百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に影響はない。

(3) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって連結貸借対照表価額としていたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としている。

3 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

繰延税金資産 39,266百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っている。

当該見積りの基礎となる事業計画には、以下の重要な仮定が含まれている。

志賀原子力発電所の停止の影響

販売電力量の予測

ウクライナ情勢を受けた燃料価格の動向

将来の課税所得の見積りの基礎となる仮定が異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産金額に重要な影響を与える可能性がある。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による販売電力量の変動影響等については、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼすことはないと判断している。

4 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

(当 社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 555,000百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 34,930百万円

その他、下記の資産は、当社が出資する会社の借入金の担保に供している。

投資その他の資産

その他 1,634百万円

(連結子会社)

担保資産

投資その他の資産

長期投資 4百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,735,660百万円

(3) 保証債務等

以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 26,617百万円

日本原子力発電株式会社 17,492百万円

黒部川電力株式会社 9,400百万円

富山共同自家発電株式会社 2,323百万円

Fujairah Power Company F3 LCC 4,470百万円

仙台港バイオマスパワー合同会社 3,174百万円

従業員の住宅及び厚生資金借入 7,233百万円

合 計 70,712百万円

(4) 濁水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

5 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

210,333,694株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,087	10	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	1,565	7.5	2021年9月30日	2021年11月30日
計		3,653			

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する。

- ① 配当金の総額 521百万円
② 1株当たり配当額 2.5円
③ 基準日 2022年3月31日
④ 効力発生日 2022年6月29日

なお、配当原資については利益剰余金を予定している。

6 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。また、資金運用については、短期的な預金等に限定して実施している。

デリバティブ取引は、為替相場や燃料価格、卸電力市場価格等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

長期投資（その他有価証券）は、主に電気事業の安定的な運営に資する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務及び事業状況等を確認している。

長期貸付金は、市場金利の変動リスクに晒されているが、中長期的に利率が確定している長期貸付金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。

受取手形、売掛金及び契約資産は、主に電灯料及び電力料であり、お客さまの信用リスクに晒されているが、お客さまごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債は、市場金利の変動リスクに晒されているが、殆どは中長期的に利率が確定している社債や

長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。また、為替相場等の変動リスクに晒されている有利子負債は為替相場等の変動リスクの回避を行っている。

支払手形及び買掛金は、殆どが1年以内の支払期日である。また、買掛金の一部には外貨建支払があり、為替相場等の変動リスクに晒されているが、為替予約取引等を活用し、変動リスクの回避を行っている。

これらの金融負債は、流動性リスクに晒されているが、短期社債発行枠の設定、コミットメントライン契約の締結及び必要な現預金残高の確保等、対策を実施している。

デリバティブ取引は、取引先金融機関等の信用リスクに晒されているが、社内規程に基づき、信用度の高い金融機関等を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、代表取締役の承認を受けて行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は「その他有価証券」には含まれていない（（注）参照）。

現金は注記を省略しており、預金及び短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略している。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 受取手形、売掛金及び契約資産	80,211	80,211	－
② 長期投資（その他有価証券）	15,484	15,484	－
③ 長期貸付金 (※1)	11,961	12,554	593
負債			
④ 支払手形及び買掛金	59,876	59,876	－
⑤ 社債 (※2)	555,000	553,379	△1,620
⑥ 長期借入金 (※2)	479,110	485,345	6,234
⑦ デリバティブ取引 (※3)	288	288	－

(※1) 連結貸借対照表上、「投資その他の資産」の「その他」として計上されている。

(※2) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示している。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は41,881百万円であり、非上場株式、出資証券及び組合出資金等が含まれているが、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
①長期投資（その他有価証券） （※1）	14,768	623	—	15,391
②デリバティブ取引	—	288	—	288

（※1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上表には含めていない。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は92百万円である。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
③受取手形、売掛金及び契約資産	—	80,211	—	80,211
④長期貸付金	—	12,554	—	12,554
負債				
⑤支払手形及び買掛金	—	59,876	—	59,876
⑥社債	—	553,379	—	553,379
⑦長期借入金	—	485,345	—	485,345

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 長期投資（その他有価証券）

上場株式及び金銭信託は相場価格を用いて評価している。

上場株式の時価は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類している。

金銭信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2に分類している。

債券は、相場価格がないため、元利金の合計額を当該債券の残存期間を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類している。

② デリバティブ取引

電力デリバティブ取引については、同様の取引を市場取引で実施した場合に想定される取引所の価格を用いて算定しており、市場の活発性に基づきレベル2に分類している。

燃料デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格を用いて算定しており、レベル2に分類している。

為替予約取引については、取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2に分類している。なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している。（「⑦ 長期借入金」参照）

③ 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産は、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類している。

④ 長期貸付金

時価は、元利金の合計額を当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類している。

⑤ 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類している。

⑥ 社債

時価は、市場価格に基づき算定しているが、当社が発行する社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価を、レベル2に分類している。

⑦ 長期借入金

時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類している。

7 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,556円14銭

(2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失

32円60銭

8 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	発電・販売事業	送配電事業	その他	計
電灯・電力料	426,049	43	－	426,093
地帯間・他社 販売電力料	78,419	17,155	－	95,574
託送収益	－	19,437	－	19,437
その他	2,003	4,010	66,638	72,651
外部顧客への 売上高 計	506,471	40,646	66,638	613,756

「発電・販売事業」は、国内における発電・小売電気事業等を展開しており、「送配電事業」は、北陸域内における一般送配電事業等を展開している。

なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、「その他」に含めている。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	67,381百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	76,319百万円
契約資産（期首残高）	4,637百万円
契約資産（期末残高）	3,892百万円
契約負債（期首残高）	832百万円
契約負債（期末残高）	2,058百万円

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	15,392
1年超～3年以内	47,181
3年超～5年以内	13,359
5年超	19
合計	75,954

9 その他の注記

(1) 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

(2) 湯水準備引当金の取崩し

湯水準備引当金取崩し（貸方）17,651百万円

2022年3月11日、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条第2項（特別の理由がある場合の取崩し）の規定に基づき、経済産業大臣に申請を行い、2022年3月25日に同申請の許可を受けて取崩しを行ったものである。

(3) 特別損失

インバランス収支還元損失1,263百万円

2021年1月の電力需給ひっ迫におけるインバランス料金が高騰したことを踏まえ、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会において議論が重ねられ、2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて、取りまとめがなされた。これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、経済産業大臣に対し託送供給等約款以外の供給条件により託送供給を行うことについて特例認可申請を行い、臨時的な措置として還元を実施するため、2022年度以降の還元額を計上している。

(4) 取得による企業結合

① 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社江守情報マネジメント

主な事業の内容 子会社の株式所有及び事業活動の管理

(2) 企業結合を行った主な理由

今後のデジタル・トランスフォーメーションの進展が見込まれる中、株式会社江守情報等のソフトウェア販売等を営む6社を傘下に持つ株式会社江守情報マネジメントの株式を取得することは、当社グループが「北陸電力グループ2030長期ビジョン」に掲げる「既存事業領域の拡大」や「新たな事業領域の創出」に資するものと考えており、株式会社江守情報マネジメント及びその子会社（以下「江守情報グループ」という。）と当社グループとのシナジーを通じた、北陸地域への更なる貢献と当社グループの更なる企業価値向上を期待している。

なお、江守情報グループは、自社のオリジナルソフトウェアの開発・販売や国内向けパッケージシステムの提供はもとより、海外製ソフトウェアの独占販売まで幅広い製品を取り扱うことで、様々なソリューションを提供しており、特長ある商品・ソリューションに強みを有している。

(3) 企業結合日

2021年12月3日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社江守情報マネジメント

- (A) 取得した議決権比率
90% (当社 80%, 北電情報システムサービス株式会社 10%)
- (B) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社及び当社の子会社である北電情報システムサービス株式会社が、現金を対価として株式取得を行ったため、当社を取得企業としている。

- ② 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
2021年10月1日から2021年12月31日まで

- ③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | |
|------|----------|
| 現金 | 7,725百万円 |
| 取得原価 | 7,725百万円 |

- ④ 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等 144百万円

- ⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (I) 発生したのれん

12,287百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額である。

- (II) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものである。

- (III) 償却方法及び償却期間

10年間の均等償却

- ⑥ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,198	百万円
固定資産	4,761	
資産合計	7,960	
流動負債	1,417	
固定負債	6,088	
負債合計	7,506	

- ⑦ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	4,992	百万円
営業利益	242	
経常利益	175	
税金等調整前当期純利益	175	
親会社株主に帰属する当期純利益	△247	
1株当たり当期純利益	△1.19	円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としている。

なお、当該注記は監査証明を受けていない。

⑧ 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っている。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利 益 準備金	その 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
				海外投資等 損失準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	2	70,000	31,029	129,417	△3,356	277,696
当事業年度変動額									
海外投資等損失準備金の取崩				△2		2	-		-
剰余金の配当						△3,653	△3,653		△3,653
当期純損失						△12,828	△12,828		△12,828
自己株式の取得								△4	△4
自己株式の処分						△2	△2	3	0
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額（純額）									
当事業年度変動額合計	-	-	-	△2	-	△16,482	△16,484	△1	△16,486
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	-	70,000	14,547	112,933	△3,357	261,210

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	4,542	1,891	6,433	284,130
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の取崩				-
剰余金の配当				△3,653
当期純損失				△12,828
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額（純額）	626	△1,586	△959	△959
当事業年度変動額合計	626	△1,586	△959	△17,446
当事業年度末残高	5,169	304	5,473	266,684

個別注記表

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

(ロ) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(ハ) その他有価証券
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法

② デリバティブ
時価法

③ 棚卸資産

石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は、主に北陸三県[富山県、石川県、福井県（一部を除く）]と岐阜県の一部において行う発電・販売事業であり、収益は電気事業営業収益に計上している。電気事業営業収益は、電灯・電力料及び他社販売電力料等からなるが、それぞれの収益の計上基準は以下のとおりである。

① 電灯・電力料

特定小売供給約款、低圧特別約款等に基づき、一般家庭、工場、オフィス等の電気の使用者に電気を供給する履行義務に係る収益である。これらの取引は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の使用量により測定し、これに応じて収益を認識している。

電気の使用量は検針により把握され、把握された使用量及び各種の約款等に規定された単価等に基づき

毎月の料金を算定し、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般需要家保護を目的とする料金規制経過措置期間において「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）が適用されているため、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する検針により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行い、決算月に実施した検針の日から決算日まで生じた収益は翌月に計上している。

② 他社販売電力料

他の電気事業者に対して、各取引先との卸電力売買契約に基づき電気を供給する履行義務に係る収益、及び、一般社団法人 日本卸電力取引所が定める取引規程等に基づき、卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に係る収益からなる。

他の電気事業者への電気の供給は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の使用量により測定し、これに応じて一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

卸電力市場における翌日取引、時間前取引で約定した電気の受け渡しは、約定結果に基づく受渡の一時点において履行義務を充足する取引であり、一時点で収益を認識している。

なお、上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1カ月以内に料金又は取引代金を収受しており、重要な金融要素は含んでいない。

(5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、毎事業年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

④ 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約と通貨スワップについては振当処理によっている。

- (D) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - I.ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建債権及び債務の一部
 - II.ヘッジ手段…通貨スワップ
ヘッジ対象…長期借入金
 - III.ヘッジ手段…燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象…燃料購入に係る予定取引の一部

(H) ヘッジ方針

為替相場や燃料価格等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で、デリバティブ取引に関する社内規程に基づき通常業務から発生する債務等を対象にデリバティブ取引を活用している。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとと比較し、ヘッジの有効性を評価している。なお、ヘッジに高い有効性があるとみなされるものについては、有効性評価を省略している。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

2 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。なお、これに伴う当期の損益に与える影響はない。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っているが、当期の利益剰余金期首残高に与える影響はない。

(2) 改正電気事業会計規則の適用

2021年4月1日に「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）が改正施行された。これにより、前期において営業収益に含まれていた再エネ特措法賦課金及び再エネ特措法交付金について、営業費用から控除する処理に変更している。

改正電気事業会計規則の適用については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（令和3年経済産業省令第22号）附則第2条第2項の規定に従い、当期首より前には遡及適用していない。

この結果、当期の営業収益及び営業費用はそれぞれ110,122百万円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に影響はない。

(3) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、当期の計算書類に与える影響はない。

3 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

繰延税金資産 25,376百万円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表と同一であるため、記載を省略している。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 555,000百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む） 34,930百万円

その他、下記の資産は、当社が出資する会社の借入金の担保に供している。

投資その他の資産

関係会社長期投資 1,622百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,807,271百万円

(3) 保証債務等

以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 26,617百万円

日本原子力発電株式会社 17,492百万円

黒部川電力株式会社 9,400百万円

富山共同自家発電株式会社 2,800百万円

Fujairah Power Company F3 LCC 4,470百万円

仙台港バイオマスパワー合同会社 3,174百万円

合 計 63,955百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権 397,220百万円

短期金銭債権 22,056百万円

長期金銭債務 115百万円

短期金銭債務 61,092百万円

(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業 専用固定資産 1,784百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 1,901百万円

合 計 3,686百万円

(6) 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

5	損益計算書に関する注記	
(1)	関係会社との営業取引による取引高	
	費用	169,884百万円
	収益	48,585百万円
(2)	関係会社との営業取引以外の取引高	6,441百万円
6	株主資本等変動計算書に関する注記	
	当期末における自己株式の種類及び総数	
	普通株式	1,572,347株
7	税効果会計に関する注記	
	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	繰延税金資産	
	資産除去債務	11,615百万円
	税務上の繰越欠損金	8,785百万円
	退職給付引当金	5,389百万円
	分離先企業株式に係る一時差異	4,673百万円
	減価償却費損金算入限度超過額	3,945百万円
	法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	881百万円
	濁水準備引当金	837百万円
	その他	12,570百万円
	繰延税金資産小計	48,698百万円
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,561百万円
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,400百万円
	評価性引当額小計	△5,961百万円
	繰延税金資産合計	42,736百万円
	繰延税金負債	
	資産除去債務相当資産	△9,162百万円
	前払年金費用	△6,038百万円
	その他有価証券評価差額金	△1,993百万円
	その他	△165百万円
	繰延税金負債合計	△17,360百万円
	繰延税金資産の純額	25,376百万円

8 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北陸電力送配電株式会社	一般送配電事業等	(所有)直接100%	資金貸借取引	社債の引受 ※1	24,710	関係会社長期投資	206,924
					資金の貸付 ※2	23,827	関係会社長期投資	162,243
							関係会社短期債権	—
					預り金 ※3	117,113	関係会社短期債務	19,629
					利息の支払 ※4	12	関係会社短期債務	—
					利息の受取 ※4	2,453	関係会社短期債権	517

- ※1 社債の引受は、北陸電力送配電株式会社発行のICB(Inter Company Bond)を引受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定しており、同社の総財産を一般担保に供している。
- ※2 資金の貸付は、北陸電力送配電株式会社に対し主にICL(Inter Company Loan)により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- ※3 預り金は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- ※4 利息の支払及び利息の受取は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

9 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,277円46銭
- (2) 1株当たり当期純損失 61円45銭

10 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表と同一であるため、記載を省略している。

11 その他の注記

(1) 「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（令和4年経済産業省令第28号）により、電気事業会計規則が改正されたため、当期の計算書類等は、改正後の電気事業会計規則に基づいて作成している。

(2) 濁水準備引当金の取崩し

濁水準備引当金取崩し（貸方）17,651百万円

2022年3月11日、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条第2項（特別の理由がある場合の取崩し）の規定に基づき、経済産業大臣に申請を行い、2022年3月25日に同申請の許可を受けて取崩しを行ったものである。